

美里町行政改革大綱

平成 19 年 2 月

美 里 町

美里町行政改革大綱

1 はじめに

美里町は、旧小牛田町と旧南郷町が合併し平成18年1月1日に誕生しました。

これまでも、両町においては「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針（平成9年11月14日付け自治事務次官通知）」等に基づいて行政改革に取り組んできました。

平成11年に制定された地方分権一括法により地方分権の時代を迎え、それ以来「最少の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第2条第14項）」という地方自治の基本理念に基づき、これまでの依存体質を改めた自主・自立のまちづくりが求められてきました。

一方、国も地方も財政の著しい悪化のもと、地方分権の推進、少子高齢化の進展、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応することが求められるようになってきました。

総務省から従来の「地方行政改革推進のための指針」に代わるものとして8年ぶりに出された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）」を参考とし積極的にさらなる行政改革の推進に努めるよう助言（地方自治法第252条の17の5に基づく）がなされました。

このような状況を踏まえ、「美里町行政改革大綱」を策定し、「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町 美里町」の実現のために、行政改革に取り組むこととしました。

また、大綱を集中的に実施するため、具体的計画（以下「集中改革プラン」という。）を町民の皆さんにわかりやすく取りまとめ、広報やホームページを通じて公表することとしています。

なお、本大綱及び集中改革プランは、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善→）をもとに不断の見直しを行いながら、確かな行政改革が実現できるよう努めてまいります。

2 実施期間

- （１） 行政改革大綱 平成19年4月 ～ 平成24年3月 （5年間）
- （２） 集中改革プラン 平成19年4月 ～ 平成22年3月 （3年間）

3 行政改革大綱及び集中改革プランの公表

- （１） 時 期 平成19年3月
- （２） 場所・手段 町広報での概要周知、ホームページへの掲載、役場本庁舎・支所庁舎等への設置

4 実施状況の評価・点検

- （１） 時 期 毎年度3月末日まで
- （２） 実施機関 美里町
- （３） 公表の方法 ホームページへの掲載、役場本庁舎・支所庁舎等への設置

5 美里町行政改革大綱の主要事項

住民から信頼される行政をめざし、次の8つの事項を定めて行政改革に取り組みます。

- 1．開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立
- 2．財政の健全運営と体質強化改革
- 3．地方公営企業等の経営改革
- 4．定員管理及び給与の適正化
- 5．職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化
- 6．住民の理解を得た協働システムの構築と推進
- 7．簡素で効率的な組織体制の確立
- 8．行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立

○用語説明（3ページ以降）

1 行政評価

町の目標を明確にし、その成果についてさまざまな視点から調査分析すること。住民への説明責任を果たすとともに、事業実施の結果を今後の政策や事業展開に反映させる仕組みの一つ。

2 第三セクター

地方公共団体と民間企業とが共同で出資した法人など。

3 自治基本条例

まちづくりの基本理念や基本原則などを定める自治体の最高規範。自治運営の基本的な仕組み等を具体的に規定し、条例という形で法的根拠を持たせるもの。

1 . 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

(1) 徹底した情報共有と公正さの確保

行政情報のわかりやすく積極的公表と説明責任の確立

- ・住民目線に立った情報の公表、職員一人一人が自覚を持って取り組むための方針作成と実施

会議及び会議録の公開

- ・情報公開条例等法令の規定を遵守

入札の公正さと透明性の確保

- ・電子入札システムの導入検討、指名基準、入札、契約等の積極的公表

(2) 住民に開かれた行政システムの確立

行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表

- ・各種計画や条例等について、策定段階での住民参加や、案の段階での書面の公表、意見募集と反映

委員会等への委員の公募制度の積極的導入

- ・公募委員や女性委員の構成比の目標設定と取り組み

(3) 行政評価¹と公正確保の確立

監査制度等の制度の強化

- ・情報公開条例の適正運用、監査機能の充実

行政相談体制の強化充実

- ・行政に対する苦情受付、調査、改善要求等

行政評価委員会の設置と評価結果の公表

- ・町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表

2 . 財政の健全運営と体質強化改革

(1) 計画的かつ健全な財政運営

中期収支見込・財政健全運営計画の策定及び公表

- ・平成 27 年度までの収支見込、平成 23 年度までの財政健全運営計画(数値目標の設定)

総合計画に基づく実施計画書の公表

- ・重点取組の明示

(2) 事務事業の抜本的見直し

歳出費目の見直し

- ・事務事業の点検により無駄をなくす

人件費の見直しと公表

- ・非常勤特別職も含め、住民視点での各種手当の再調査など種別毎に公表

公共工事コストの低減

- ・他自治体のコスト低減調査、請負差が顕著な事例の調査による行動計画の策定、実施

補助金等の抜本的見直し

- ・補助基準の明確化、客観性・透明性の確保を念頭においた方針の策定、削減目標の提示

学校施設等の統廃合検討

- ・教育の質向上を念頭においた保育所、幼稚園、小・中学校、学校給食施設の統廃合

消防、ゴミ処理等広域行政組織の効率的運営の推進

- ・連携強化の継続、新たな広域行政の推進

(3) 自主財源の確保対策

税金等収納率（未納金）改善システムの確立

- ・税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発

施設使用料等、受益者負担の見直し

- ・全施設の収支調査、料金及び各種手数料の見直し

分譲団地の販売促進対策等の強化

- ・駅東、練牛分譲団地の販売促進強化

未利用地等の売却及び活用

- ・町所有の遊休土地・建物の利用見込調査と売却、賃貸借等行動計画の策定と推進

企業誘致等の戦略的な産業振興対策

- ・進出したくなる魅力あるまちづくり、地元企業の情報収集による活性化支援

その他広告収入等収入増施策

- ・町政広報紙、ホームページ、住民バス等への広告掲載、公共施設の命名権等

3 . 地方公営企業等の経営改革

(1) 地方公営企業等の経営改革

水道事業等の経営改革

- ・民間への部分委託を念頭においた中長期運営方針策定、水道料金の統一

南郷病院の経営健全化

- ・院外処方による経費節減、検診実施による収益増、大崎圏域医療機関との連携検討

公共下水道事業等の計画見直し

- ・集合処理区域²と個別処理（合併浄化槽）の見直し、水洗化率向上方策検討

第三セクター²の経営改革

- ・経営状況評価、将来性の検証、完全民営化への働きかけの強化

4 . 定員管理及び給与の適正化

(1) 定員管理及び給与の適正化

職員定員適正化計画の策定と公表

- ・所属別職員数の積極的公表含む

職員給与等²の見直しと公表

- ・昇給・昇格制度、職階制・役職加算制度等、特別職給与等²の見直し

職員福利厚生制度等の見直しと公表

- ・職員互助会、共済制度等

5 . 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

(1) 行政経営に対する危機意識の高揚

意識改革推進プログラムの策定と実行

- ・事業評価、政策過程における住民参加制度導入による職員意識の向上

職員の倫理規定及び行動規範の策定と公表

- ・利害関係者との禁止事項、説明責任の徹底、要望・苦情への真摯な対応と情報共有、積極的地域行事参加

職員懲罰規定の改定と公表

- ・飲酒運転、不正関与の厳罰化等

(2) 積極的に行動できる職場環境の構築

能力・実績主義による人事評価制度の導入

- ・努力し成果を上げた職員が認められる職員表彰制度、業績評価の導入と活用

決裁権限見直しなどにより決裁時間の大幅縮減

- ・意志決定の迅速化

外部人材導入による活性化と職員の意識改革

風通しのよい職場環境の整備

- ・自由な提案、闊達な意見交換の場の創出、働きやすい職場環境

(3) 人材育成計画の策定と計画的な実行

職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行

- ・職階別、専門、自主、職場等の研修体系の整備と受講徹底、自学の推奨と反映のあり方

職員一人ひとりの自己研鑽の徹底

- ・政策課題レポート研修、先進地調査、専門家講習受講、業務に関する資格取得の推進

民間手法の積極的導入

- ・改善提案、目標管理等の導入

6 . 住民の理解を得た協働システムの構築と推進

(1) 自治基本条例³の制定と運用

自治基本条例の制定と運用

- ・まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割を明確化

(2) 住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進

地域づくり支援制度の確立

- ・退職者の参加誘導、既存人材バンクの再編整備、リーダー育成、助言・指導

定期的行政・住民懇談会の実施

- ・行政情報の周知徹底、住民ニーズの吸い上げ

住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進

- ・行政と住民・団体の話し合いによる役割分担の明確化、まちづくり推進体制構築

7．簡素で効率的な組織体制の確立

(1) 簡素で効率的な組織体制の確立

行政組織や委員会の統廃合によるスリム化

職階の簡素化、グループ制等による柔軟で即応性ある組織の確立

事務事業の委託化方針の策定

- ・住民サービスの向上と経費負担軽減の両面から検証

施設管理の民営化・委託化方針の策定

- ・民間が出来ることは民間に委ねることを基本にあり方を策定

(2) 事業評価制度の導入と不断の組織体制の見直し

事務事業評価制度の導入

- ・目標志向、成果重視の行政の実現、自ら考え行動できる職員の育成、予算への反映

大規模事業評価制度の導入

- ・一定額以上の費用を要する事業が対象、費用対効果やトータルコストを客観的に検証し
事業実施の妥当性を検証

不断の組織体制の見直し

8．行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立

(1) 住民ニーズ把握とその対応体制の整備

住民ニーズ吸い上げシステムの確立

- ・電子メール、郵送、直接相談、会議、懇談会、アンケートの実施等意見の一元集約と対応

電子自治体の推進

- ・市内LANの積極的活用、インターネットによる施設予約導入、電子署名・認証サービス
導入に向けた検討

(2) 住民利便性の向上

窓口・公共施設等の住民サービスの充実

- ・ワンストップサービス、利用者利便性向上、業務全般のサービス充実

手続き事務のさらなる簡素化